

安中市結婚新生活支援補助金交付要綱

平成29年3月30日

安中市告示第38号

(趣旨)

第1条 この告示は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、本市における定住促進及び少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住宅取得費用、住宅リフォーム費用及び住宅賃借費用並びに引越費用の一部を補助することについて、安中市補助金等交付規則（平成18年安中市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を受理された夫婦（以下「新婚夫婦」という。）が属する世帯をいう。
- (2) 所得 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 前年又は前々年の新婚夫婦の所得（次のア又はイに掲げる内容に該当する場合にあっては、それぞれア又はイに定める方法により算出した額）であって、直近のもの合計が400万円未満であること。
 - ア 婚姻を契機に新婚夫婦の双方又は一方が離職し、補助金の申請の際現に再就職をしていない者がいる場合は、当該者の所得を含めないものとする。
 - イ 貸与型奨学金（公的な団体又は民間の団体により、学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。第6条第1項第4号において同じ。）の返済を補助金の申請の際現に行っている場合は、所得の合計から当該所得を算定した年の当該貸与型奨学金の返済額を控除するものとする。
- (2) 補助金の交付の申請の際現に新婚夫婦の一方が本市の区域内に所在する住宅（次条第1項第1号に規定する費用に係る補助金の交付を申請する場合は同号の規定による新築又は購入に係る住宅、同項第2号に規定する費用に係る補助金の交付を申請する場

合は同号の規定による賃借に係る住宅)に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により、本市の住民基本台帳に記録されている者(以下「住基登録者」という。)であること。

- (3) 住宅取得及び住宅リフォームに係る国の補助又は他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (4) 他の自治体等によるこの告示と同様の趣旨の補助金等の交付を受けていないこと。
- (5) 過去にこの告示による補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 新婚夫婦が本市の税等を滞納していないこと。
- (7) 婚姻日において、夫婦の年齢がいずれも39歳以下であること。
- (8) 新婚世帯の全員が安中市暴力団排除条例(平成24年安中市条例第26号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (9) 安中市移住支援金支給要綱(令和元年安中市告示第9号)に基づく移住支援金の支給を受けていないこと。
- (10) 当該申請後も定住を継続する意思のある者であること。

2 前項に規定する世帯のほか、令和3年度にこの告示による補助を受給した世帯で、その受給額が補助上限額に達しなかったものは補助金の交付を受けることができる。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に実際に支出した経費で、次に掲げるものとする。

- (1) 婚姻を契機として新たに本市の区域内に住宅を新築し、又は購入するために要した費用
- (2) 婚姻を契機として住宅をリフォームするために要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用
- (3) 婚姻を契機として新たに本市の区域内に所在する住宅を賃借するために要した費用のうち、賃料、敷金、礼金(保証金その他の類する費用を含む。)、共益費及び仲介手数料であって、補助金の申請の際現に居住している住宅に係るもの
- (4) 婚姻を契機に住居の移転(本市の区域内における移転又は本市の区域外から本市の区域内への移転に限る。)を行う場合に生じる家財の運送に要した費用

2 前項に規定する経費の算定に当たり、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 第1項に規定する経費の算定に当たり、勤務先から住宅の賃借に要した費用を補填する

目的で新婚夫婦が金銭の給付を受けている場合は、当該給付に係る金額を当該経費から控除するものとする。

(補助金の額)

第5条 市長は、予算の範囲内において、1新婚世帯当たり30万円を上限として補助金を交付する。ただし、第3条第2項に該当する世帯は、この額から令和3年度執行予算により既に受給を受けた額を差し引いた額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、結婚新生活支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、令和5年3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 第3条第1号の所得を証明する所得証明書
- (3) 離職を証する書類(第3条第1号アに該当する場合に限る。)
- (4) 新婚夫婦の所得を算定した年の貸与型奨学金の返還額が分かる書類(第3条第1号イに該当する場合に限る。)
- (5) 住民票
- (6) 住宅の取得に係る売買契約書又は工事請負契約書及び支払済みの費用に係る領収書(第4条第1項第1号に規定する経費に対する申請の場合に限る。)
- (7) 住宅のリフォームに係る工事請負契約書又は請書及び支払済みの費用に係る領収書(第4条第1項第2号に規定する経費に対する申請の場合に限る。)
- (8) 住宅の賃貸借契約書及び支払済みの費用に係る領収書(第4条第1項第3号に規定する経費に対する申請の場合に限る。)
- (9) 家財の運送に係る費用の領収書(第4条第1項第4号に規定する経費に対する申請の場合に限る。)
- (10) 住宅手当支給証明書(様式第2号)
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは結婚新生活支援補助金交付決定通知書(様式第3号)により、補助金を交付することが不適当であると認めるときは結婚新生活支援補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による補助金の交付の決定には、条件を付することができる。

(申請事項の変更)

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、当該決定に係る事項に変更が生じた場合は、速やかに結婚新生活支援補助金変更交付申請書(様式第5号)に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更後の内容が適当であると認めるときは結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により、変更後の内容が不適当であると認めるときは結婚新生活支援補助金変更交付申請却下通知書(様式第7号)により、補助対象者に通知するものとする。

3 前条第3項の規定は、前項の変更の決定について準用する。

(補助金の請求及び交付)

第8条 補助対象者は、第6条第2項の規定による補助金の交付の決定の通知又は前条第2項の規定による補助金の変更の決定の通知を受けた場合は、速やかに結婚新生活支援補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助対象者から前項に規定する請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定又は変更の決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) その他この告示の規定に違反する行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、結婚新生活支援補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 補助対象者は、市長が補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消した場合において、当該補助金が既に交付されているとき、又は第7条第2項の規定により変更の決定をした場合において、既に交付した補助金の額が変更後の補助金の額を超えて交付されているときは、速やかに当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(報告等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付の前後を問わず、補助対象者から必要な報告を徴し、又は職員に必要な調査を行わせることができる。

2 補助対象者は、前項の報告及び調査に速やかに応じなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

（表）

年 月 日

安中市長 様

（申請者）
住 所
氏 名
電話番号

結婚新生活支援補助金交付申請書

結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

婚 姻 届 提 出 日		年 月 日	
事業内訳	住居費 （取得）	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額（A）	円
	リフォーム用 費 用	契約締結年月日	年 月 日
		費 用（B）	円
	住居費 （賃貸）	契約締結年月日	年 月 日
		家賃負担額	（家賃 月額_____円 - 住宅手当 月額_____円） × 支払済家賃____か月（____年 月～ ____年 月） =_____円
		敷 金	円
		礼 金	円
共 益 費		円	
	仲介手数料	円	
	小 計（C）	円	
引越費用	家財の運送を行った日	年 月 日	
	費 用（D）	円	
合 計（E） （A+B+C+D）		円	
前年度の受給額（F）		円	
補 助 申 請 額 （1,000円未満の端数は、切り捨てる。）	（E）の金額と（30万円-F）の金額を比較していずれか低い方の金額を記入すること。		円
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 安中市結婚新生活支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条第1号の所得を証明する所得証明書 <input type="checkbox"/> 離職を証する書類（要綱第3条第1号アに該当する場合に限る。） <input type="checkbox"/> 新婚夫婦の所得を算定した年の貸与型奨学金の返還額が分かる書類（要綱第3条第1号イに該当する場合に限る。） <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 住宅の新築又は購入に係る売買契約書及び支払済みの費用に係る領収書（要綱第4条第1項第1号に規定する経費に対する申請の場合に限る。） <input type="checkbox"/> 住宅のリフォームに係る工事請負契約書等及び支払済みの費用に係る領収書（要綱第4条第1項第2号に規定する経費に対する申請の場合に限る。） <input type="checkbox"/> 住宅の賃貸借契約書及び支払済みの費用に係る領収書（要綱第4条第1項第3号に規定する経費に対する申請の場合に限る。） <input type="checkbox"/> 家財の運送に係る費用の領収書（要綱第4条第1項第4号に規定する経費に対する申請の場合に限る。） <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）		

(裏)

- 1 結婚新生活支援補助金の交付の申請に当たり、住居取得及び住宅リフォームに係る国の補助又は他の公的制度による家賃補助等を受けていないことを誓約します。
- 2 結婚新生活支援補助金の交付の申請に当たり、他の自治体等によるこの要綱と同様の趣旨の補助金等の交付を受けていないことを誓約します。
- 3 結婚新生活支援補助金の交付の申請に当たり、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないことを誓約します。
- 4 安中市移住支援金支給要綱（令和元年安中市告示第9号）に基づく移住支援金の支給を受けていないことを誓約します。
- 5 結婚新生活支援補助金の交付の申請に当たり、職員が本市の税等の収納状況を確認することに同意します。
- 6 安中市暴力団排除条例（平成24年安中市条例第26号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないことを誓約します。

(署名)

夫

妻

- 7 結婚新生活支援補助金の交付の申請に当たり、年 月 日から無職であることを誓約します（該当する方のみ署名してください。）。

(署名)

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

安中市長 様

（給与等の支払者）
所在地
名称
氏名
電話番号

㊟

住宅手当支給証明書

次の者に対する住宅手当の支給状況について、次のとおり証明します。

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当の支給状況

支給している。（ 年 月現在 月額 円）

支給していない。

備考

- 1 住宅手当とは、従業員が住宅を賃借するために要した費用を雇用主が補填するために給付する金銭をいいます。
- 2 住宅手当の支給状況について、どちらかの四角にチェックを付け、住宅手当の支給がある場合は、直近の住宅手当の月額を記入してください。
- 3 この書類に押印する印鑑は、法人の場合は社印、個人事業主の場合は代表者印としてください。

様式第3号（第6条関係）

（申請者）

様

年 月 日

安中市長

印

結婚新生活支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった結婚新生活支援補助金については、次のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付条件

安中市結婚新生活支援補助金交付要綱第9条各号のいずれかに該当することとなったときは、市長の請求に応じ当該補助金の返還をすること。

様式第4号（第6条関係）

（申請者）

様

年 月 日

安中市長

印

結婚新生活支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった結婚新生活支援補助金については、次の理由により交付をしないことに決定しましたので、通知します。

不交付の理由

様式第5号（第7条関係）

安中市長 様

年 月 日

(申請者)
住 所
氏 名
電話番号

結婚新生活支援補助金変更交付申請書

年 月 日付で交付の決定を受けた結婚新生活支援補助金について、申請の内容を変更したいため、関係書類を添えて次のとおり申請します。

事業内訳	住居費 (取得)	契約締結年月日	年 月 日	
		契約金額 (A)	円	
	リフォーム 費用	契約締結年月日	年 月 日	
		費用 (B)	円	
	住居費 (賃貸)	家賃負担額	契約締結年月日	年 月 日
			(家賃月額 _____ 円 - 住宅手当月額 _____ 円) × 支払済家賃 _____ か月 (_____ 年 月 ~ _____ 年 月) = _____ 円	
			敷金	円
			礼金	円
			共益費	円
		仲介手数料		円
	小計 (C)		円	
引越費用	家財の運送を行った日	年 月 日		
	費用 (D)	円		
合計 (E) (A+B+C+D)			円	
前年度の受給額 (F)			円	
補助申請額 (1,000円未満の端数は、切り捨てる。)	(E)の金額と(30万円-F)の金額を比較していずれか低い方の金額を記入すること。		円	
変更の内容				
添付書類 (変更があった内容を確認することができるものを添付してください。)	<input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 安中市結婚新生活支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条第1号の所得を証明する所得証明書 <input type="checkbox"/> 離職を証する書類（要綱第3条第1号アに該当する場合に限る。） <input type="checkbox"/> 新婚夫婦の所得を算定した年の貸与型奨学金の返還額が分かる書類（要綱第3条第1号イに該当する場合に限る。） <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 住宅の新築又は購入に係る売買契約書及び支払済みの費用に係る領収書（要綱第4条第1項第1号に規定する経費に対する申請の場合に限る。） <input type="checkbox"/> 住宅のリフォームに係る工事請負契約書等及び支払済みの費用に係る領収書（要綱第4条第1項第2号に規定する経費に対する申請の場合に限る。） <input type="checkbox"/> 住宅の賃貸借契約書及び支払済みの費用に係る領収書（要綱第4条第1項第3号に規定する経費に対する申請の場合に限る。） <input type="checkbox"/> 家財の運送に係る費用の領収書（要綱第4条第1項第4号に規定する経費に対する申請の場合に限る。） <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____)			

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

（申請者）

様

安中市長

印

結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で変更の申請のあった結婚新生活支援補助金については、当該変更の内容を適当と認め、次のとおり当初の決定の内容を変更しましたので、通知します。

1 変更の内容

2 変更後の交付決定額 円

様式第7号（第7条関係）

（申請者）

様

年 月 日

安中市長

印

結婚新生活支援補助金変更交付申請却下通知書

年 月 日付で変更の申請のあった結婚新生活支援補助金については、当該変更の内容が不相当であると認めため、次のとおり通知します。

却下の理由

様式第8号（第8条関係）

安中市長 様

年 月 日

(請求者)
住 所
氏 名
電話番号

㊟

結婚新生活支援補助金交付請求書

年 月 日付で決定された結婚新生活支援補助金について、次のとおり請求します。

請求金額 円

(振込先)

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他 ()		
口座番号			
口座名義	(フリガナ) -----		

備考

- 1 振込先の口座については、必ず請求者の名義の口座を記載してください。
- 2 振込先の口座の預金通帳又はキャッシュカードの写しを添付してください。

様式第9号（第9条関係）

（申請者）

様

年 月 日

安中市長

印

結婚新生活支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で交付を決定した結婚新生活支援補助金については、次のとおり交付を取り消しましたので、通知します。

- | | |
|--------------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 取り消した補助金の額 | 円 |
| 3 取消し後の交付決定額 | 円 |
| 4 取消しの理由 | |

